

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 25 日（金）

長野県知事 阿 部 守 一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 業務名

県庁西庁舎受変電設備保護継電器等修繕

#### (2) 履行期間

契約日から約 90 日間

#### (3) 履行場所

長野市大字南長野字幅下 692 番地 2 長野県庁舎

#### (4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 10 月 6 日（火） 午後 1 時 30 分

イ 場所 長野県庁西庁舎 302 号会議室

### 2 本件発注に係る照会先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

総務部財産活用課庁舎管理係

電話 026 (235) 7045

### 3 入札に参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 電気工事について令和 7・8・9 年度建設工事等入札参加資格を有する者であること。
- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。
- (8) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (9) 長野地域振興局管内に本店を有していること。

(10) 有効な経営事項審査を有している者であること。

#### 4 技術資料等の提出内容

この入札に参加を希望する者は、別紙様式「一般競争入札申込書」等を令和8年10月2日（金）正午までに上記照会先へ提出すること。

#### 5 その他

##### (1) 入札説明書及び仕様書の交付場所

入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、上記照会先で交付する。なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできる。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/nyuusatsu-joho/jyuhendensetubi.html>

##### (2) 入札書の提出

入札説明書、契約書（案）及び仕様書を熟覧して、入札書を持参または郵送により提出すること。

##### (3) 入札保証金

入札公告に規定する入札保証金を、入札書提出時までに納付すること。ただし、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は、入札保証金の納付を免除する。

なお、上記で入札保証金の納付が免除された者で、契約を締結しないときは、免除した金額に相当する金額を徴収するものとする。

##### (4) 入札の無効

入札説明書11の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

##### (5) 質問・回答

仕様書等について質問がある者は、令和8年9月28日（月）から令和8年9月30日（水）午後5時までに質問書をメールにて財産活用課（[zaikatsu@pref.nagano.lg.jp](mailto:zaikatsu@pref.nagano.lg.jp)）へ提出すること。

質問書に対する回答は、令和8年10月1日（木）午後5時を最終回答期限とし、長野県財産活用課ホームページに回答書を掲載する。

なお、質問者に対する直接回答は行わないため、必ず上記掲載先を確認すること。

##### (6) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日付け13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

##### (7) 詳細は入札説明書による。